

平成29年度 第2回
防火管理者資格取得講習会の案内
 県央地域広域市町村圏組合

消防法第8条に基づき同法施行令第3条第1項に規定されている防火管理者として必要な資格を取得するための講習です。

1 講習の種類、期日及び場所

種類	期 日	場 所	受 付	科 目	
				1日目 10:00～16:00	2日目 10:00～16:00
甲種 ・ 乙種	平成30年 2月8日(木) 9日(金) 甲種：2日間 乙種：初日のみ	大村消防署 (定員100名) 大村市森園町34番地1 ☎0957-52-4138	09:20 ～ 09:50	・防火管理の意義及び制度 ・火気管理 ・施設及び設備の維持管理 ・防火管理に係る訓練及び教育 ・防火管理に係る消防計画	・防火管理の意義及び制度Ⅱ ・火気管理Ⅱ ・施設及び設備の維持管理Ⅱ ・防火管理に係る訓練及び教育Ⅱ ・防火管理に係る消防計画Ⅱ

※【1日目】 乙種修了証交付16:00～

【2日目】 甲種修了証交付16:00～

※ 講習会への遅刻は認めませんので注意してください。

【防火対象物の要件】

消防法施行令別表第一に定める防火対象物のうち、特定防火対象物（集会場、遊技場、店舗、旅館・ホテル、病院等、多数の人が出入りする防火対象物及びこれらを含む複合用途防火対象物）にあつては、消防法で定める収容人員が30人以上、その他の防火対象物にあつては50人以上であれば、防火管理者の選任が必要となります。

防火管理者が必要となる防火対象物において、その延面積が、特定防火対象物にあつては300㎡以上、その他の防火対象物にあつては500㎡以上（甲種防火対象物という）であれば「甲種」防火管理者が、その他の防火対象物（乙種防火対象物という）にあつては「乙種」防火管理者が必要となります。

なお、甲種防火管理者は甲種・乙種防火対象物の防火管理者になることができ、乙種防火管理者は乙種防火対象物の防火管理者になることができます。

※ 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設においては、収容人員が10人以上であれば「甲種」防火管理者が必要となります。（詳細については、最寄りの消防署へお問い合わせ下さい）

2 受講申込み

① 申込期間 平成30年1月4日（木）～1月22日（月）

② 申し込み先 諫早市、大村市及び雲仙市内（瑞穂町、国見町を除く）の最寄りの消防署

③ 提出書類

- ・ 防火管理者講習会受講申請書
- ・ 写真1葉(大きさ縦3cm×横2.4cmで、6ヶ月以内に撮影した無背景、正面脱帽、上半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- ・ 運転免許証等の身分を証明する書面の写し（申し込みの際には原本の提示もお願いします。）
- ・ 講習事項の一部免除を申請する者は、免状又は修了証等の写し

※ 申し込み期間内でも定員になり次第に締め切りますので、早めに申し込んで下さい。

3 講習テキスト

テキストは当日会場で購入して下さい。テキスト代は、甲種、乙種とも4,050円です。

（お釣りがいらぬようお願いいたします。）

（注）受講料は、無料です。ただし、テキストは受講者全員に購入していただきます。

問 い 合 せ

- 諫早消防署 〒854-0051 諫早市鷺崎町221-1 ☎ 0957-22-0119
- 大村消防署 〒856-0815 大村市森園町34-1 ☎ 0957-52-4138
- 小浜消防署 〒854-0514 雲仙市小浜町北本町114-25 ☎ 0957-74-3231

